

富山県民間提案制度 募集要項

令和 7 年度

富 山 県

1 趣旨

本要項は、「富山県民間提案制度（以下「本制度」という。）」の実施にあたり、本県が提案を求めるテーマや募集方法、募集期間等、提案募集に必要な項目を定めるものです。

2 制度の概要

本制度は、本県が抱える課題に関し、民間事業者のアイデアやノウハウを活かした効果的な提案を求め、行政サービスの向上や公共施設等の利活用など、本県の自治体経営の改善に資する提案を審査・選定し、提案者との協議を重ねながら事業化を図るものです。

なお、民間事業者の提案内容は知的財産として捉え、その情報を保護するとともに、協議を経て事業化が決定した場合は、提案者を契約（随意契約）等の相手方とすることを前提とします。

ただし、民間事業者との協議が成立した場合であっても、県議会で議決又は承認されない等の事由により事業が実施できなくなった場合は、事業化しないこととします。

3 提案を募集するテーマ

今回は、「NHK富山放送会館跡地等の暫定活用」に係る提案を募集します。暫定活用の提案内容が短期（1日～1ヶ月程度）のイベントの場合は、「NHK跡地利用者ガイドブック」に手続き等を定めていますので、ご参照ください。

なお、今後、提案を募集するテーマが追加になることもあります。

	テーマ	内容
1	NHK富山放送会館跡地等の暫定活用 (数ヶ月から数年程度)	「県庁周辺エリアコンセプトブック」に掲載している「県庁周辺エリアの3つのありたい姿」(*)の実現に寄与するため、NHK富山放送会館跡地を活用（原則、砂利敷きエリアでの活用を想定しているが、提案内容によっては芝生・アスファルトエリアや県庁前公園、富山県庁敷地を併せて活用することも可。）し、県庁周辺のエリア価値の向上やまちづくりプレーヤーの発掘・育成につながるもの <u>※該当の県有地については、本要項8をご参照ください。</u>

(*) 県庁周辺エリアの3つのありたい姿

1 憩いとゆしみ あなたの幸せ

歴史・水辺・緑を活かした憩いとゆしみの空間を形成する、訪れる人にとって「ウェルビーイング」なエリア

2 まちにつながりと一体感を醸成する

周辺街区との連続性・回遊性を高め、まち全体ににぎわいの好循環をもたらすエリア

3 県全域に付加価値を届ける

県内外の多様な人材が集まり産学官民連携が行われ、富山のまちの核として求心力と発信力を生むエリア

4 全体スケジュール（予定）

期間	業務
令和7年7月18日（金）まで	事前対話、現地調査及び提案書の提出
令和7年7月	資格審査
令和7年8月	提案（プレゼンテーション）審査
令和7年9月	協定締結
令和7年9月～	詳細協議 双方合意後に契約締結等

5 提案者の参加要件等

(1) 参加要件

- ① 提案者は、提案内容を自ら実行できる意思と能力（ノウハウ、資金、実績等）を有する法人（営利法人、非営利法人等）又は個人事業主、任意団体とします。
- ② 提案者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体）とし、グループで応募する場合は、参加表明時に1者を代表者として選出した上で、構成員及び各々の役割分担を明示してください。また、グループで応募する場合は、代表者が諸手続を行ってください。
- ③ 提案者は、本県及び指定管理者等との協議、調整が可能な能力を有し、事業化に向けた諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であることとします。

(2) 資格要件

次の要件のいずれかに該当する者は、提案者及び提案者の構成員になることができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該

当する者

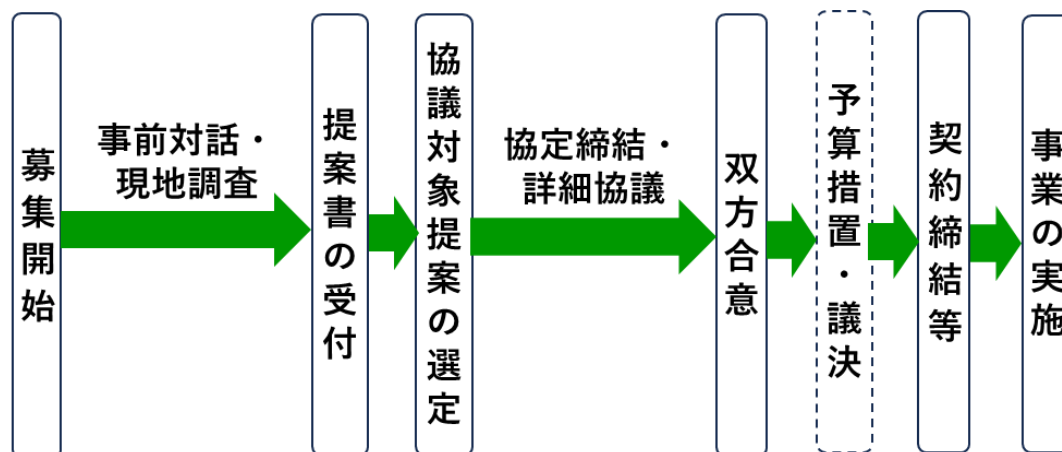
- ② 参加申込書提出時点で、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく手続開始の申立てをしている者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、富山県暴力団排除条例（平成 23 年富山県条例第 4 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、第 2 号に規定する暴力団員又は富山県暴力団排除条例に関する規則（平成 23 年富山県公安委員会規則第 2 号）第 3 条各号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員
- ⑥ 国税、地方税の滞納をしている者
- ⑦ 政治活動又は宗教活動を主たる目的としている者

(3) 提案内容

- ① 提案内容は、公共サービスの質の向上や公共施設等の利活用など、本県の自治体経営の改善に資するものとします。
- ② 提案内容は、原則として、本県に新たな財政負担が生じない提案とします。ただし、数年後に投資回収できる見込みが立つものやトータルコストが縮減されるものなど、本県の自治体経営の改善に多大な貢献をする提案として、本県が予算措置すべきと判断した場合は、この限りではありません。
- ③ 本制度は、民間事業者の自由な発想による創意工夫を活かした提案を求めるものであり、次のいずれかに該当する提案は、対象外とします。
 - ア 事業（施設）の廃止、未利用県有地の購入のみを目的とする提案
 - イ 本県が実施している既存の事業で、事業受託者になろうとする提案
 - ウ 単に自社製品等をあっせんしようとする提案
 - エ 民間事業者が実施することが適当でない事業（公的機関が実施することが法令等により義務付けられている事業等）を含む提案
 - オ 本県及び第三者が事業を実施することを想定した提案
 - カ 法令等に抵触する事業を含む提案

6 事業化までの手続き等

手続きは、(1) 募集開始、(2) 事前対話・現地調査、(3) 提案書の受付、(4) 協議対象提案の選定、(5) 協定締結・詳細協議、(6) 双方合意、(7) 契約締結等、(8) 事業の実施で構成されます。



(1) 募集開始

本要項 4 のスケジュールで民間提案を募集します。

(2) 事前対話・現地調査

① 事前対話（必須）

与条件の整理や対話による提案内容のブラッシュアップにより事業の実現可能性を高めるため、提案書提出前の事前対話を必須とします。事前対話申込書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、メール等によりお申し込みください。

※事前対話には回数制限はなく、提案審査に影響を及ぼしません。

※本要項の記載内容に関することや提案内容を検討するうえで質問がある場合は、質問書（様式第2号）をメール等で提出してください。質疑及び回答の内容については、県のホームページで公表します。ただし、提案内容に関する質疑については、提案内容の知的財産保護のため、質疑者あてに個別に回答します。

② 現地調査（任意）

提案を行う民間事業者は、提案内容の検討にあたり現地調査を行うことができます。なお、現地調査は、施設管理者及び利用者の支障にならない範囲で行うこととします。

(3) 提案書の受付

事前対話・現地調査を踏まえて作成した提案書類等を本要項 4 のスケジュールに沿って提出ください。(事前対話を行った者のみ提出可能)

① 提出書類

次のとおりです。各様式については、県のホームページからダウンロードできます。

No	名称	部数	備考
1	提案書兼誓約書 (様式第 3 号)	1 部	提案事業者の概要を示したパンフレットがあれば提出してください。〔任意〕
2	補足資料 (任意)	1 部	提案書を補足する資料がある場合は添付
3	グループ企業等報告書 (様式第 4 号)	1 部	グループで提案する場合のみ提出
4	決算書類	1 部	直近 3 年間の貸借対照表、損益計算書等

※グループで提案される場合は、3 の書類について構成員の書類も提出願います。

※必要に応じ、追加書類の提出を求める場合があります。

② 提出方法

- ・ 郵送（一般書留又は簡易書留。募集締切日の消印有効）
- ・ 持参（受付時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時まで。）
- ・ 電子メール のいずれかでお願いします。

③ 費用負担

提案に関する書類の作成及び提出に係る費用は、全て提案者の負担とします。なお、対象地を利用する場合の使用料は免除とします。

④ 提出書類の取扱い・著作権等

- ア 提出書類の著作権は提案者に帰属します。
- イ 提出書類は、原則返却しません。
- ウ 提出書類については、資格審査及び提案審査以外で使用しません。また、第三者に情報を漏らしません。
- エ 提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法、工事材料、

施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとします。

オ 提案者が事業実施者となった場合、提出書類の著作権は本県に帰属するものとします。

⑤ 法令等の順守

提案に当たっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属するものとします。

⑥ 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 本要項 5 (2) に定める資格要件を満たさない場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ その他、本県が定める手続きを遵守しない場合

⑦ その他

その他、提案に関し必要な事項は、別に定めます。

(4) 協議対象提案の選定

① 資格審査

提出書類に基づき、提案者の資格要件等を確認し、要件等を満たす提案を有効提案として選定します。なお、審査結果に対する異議は申し立てることはできません。

② 提案審査

ア 審査方法

原則、提案者によるプレゼンテーションを実施し、「富山県民間提案審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において提案内容を審査します。

審査の結果、本県の自治体経営の改善に資すると期待できる提案を協議対象提案とし、提案者を交渉権者として選定します。ただし、協議対象提案としての選定は、本県との事業化に向けた詳細協議を行うことを決定するものであり、事業化を決定するものではありません。

イ 審査区分

採用（一部採用・条件付き採用含む）	協議対象提案として事業化に向けて協議を行うもの。
不採用	事業化に適さないもの、現時点では実現が困難なもの、本制度で事業者を選定することが不適当と判断されたもの。

ウ 審査の着眼点

下記の項目を踏まえて採否を検討します。

（テーマ：NHK富山放送会館跡地等の暫定活用（数ヶ月から数年程度））

項目	着眼点	配点
独創性	・独自の発想やノウハウ・技術等の付加価値があるか	10
	・まちづくりプレイヤーの発掘・育成につながるものであるか	10
公益性	・憩いとゆしみの空間を形成し、まちに住む人、働く人、来る人にとって、ウェルビーイングを向上させるものであるか	10
	・まちなかの連続性・回遊性を高め、周辺街区に賑わいをもたらすものか	10
	・産学官民の連携や人々の交流が行われ、県全域に付加価値を与えるものか	10
実現性	・収支や組織体制に無理がないか、関係者との調整が行われているか	10

エ 審査結果の通知・公表

- ・提案審査の結果は、提案者に通知します。
- ・採用となった提案は、知的財産の保護に配慮しつつ、富山県ホームページで「提案名、提案者名、提案概要」を公表します。
- ・審査結果に対する異議は申し立てることができません。

(5) 協定締結・詳細協議

① 協定締結

本県と交渉権者は、協議対象提案の事業化に向けた協定を締結します。協定期間は、原則1年以内とします。ただし、本県と交渉権者が協議し双方が合意した場合は、協定期間の延長ができるものとします。

② 詳細協議

協定の締結後、本県と交渉権者は、提案の事業化に向け諸条件、事業

期間、必要な手続等について詳細協議を行います。

(詳細協議に係る留意事項)

ア 協議に係る費用は交渉権者の負担とします。

イ 協議の結果、双方が合意に至らなかった場合は、協定を解除します。
その場合、交渉権者が協議に要した費用やリスク等について、本県は責任を負いません。

(6) 双方合意

交渉権者との協議が成立し、事業化に向けた合意が得られた場合は、双方が契約締結に向けて諸準備を行います。なお、予算措置が必要となる提案については、県で予算要求を行うなど必要な対応を行うこととします。

(7) 契約締結

交渉権者と双方合意した場合は、本県と交渉権者が随意契約を締結します。

本制度は解除条件付きの制度であり、交渉権者との協議が成立(双方合意)した場合においても、当該事業について県議会での議決又は承認が得られない等の理由により、提案事業の実施ができなくなった場合、提案は事業化されません。

(8) 事業の実施

契約締結後、交渉権者には事業者として、責任を持って提案事業を実施していただきます。県においても、公共サービスを連携して行うパートナーとしてお互いに誠意をもって事業の遂行に努めます。

7 その他

(1) 提案取下

提案書類の提出後に提案を取り下げる場合には、提案取下届(様式第5号)を提案書受付の締切日までに提出してください。

(2) その他

本要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めます。

(3) 提出先・問合せ先

〒 930-8501 富山県富山市新総曲輪 1 - 7

富山県経営管理部財産管理室 民間活力導入・財産活用課(官民連携デスク)

TEL : 076-444-8904 / E-mail : ml-kanminrenkei@pref.toyama.lg.jp

8 施設概要等

(1) 所在地、施設状況等

施設情報	NHK 富山放送会館跡地	県庁前公園	富山県庁敷地
所在地	富山市新総曲輪 3-1	富山市新総曲輪 1-1	富山市新総曲輪 1-7
面積	約 3,600 m ²	1.2ha	4.1ha
施設状況	芝生・アスファルト・砂利敷	芝生・アスファルト	庁舎・駐車場
都市計画上の位置づけ	市街化区域 商業地域	市街化区域 商業地域 都市計画公園 一団地の官公庁施設 (都市計画決定)	市街化区域 商業地域 一団地の官公庁施設 (都市計画決定)
建ぺい率/容積率	建ぺい率：80% 容積率：500%	建ぺい率：2%	建ぺい率：40%以下 容積率：100%以上
敷地に関する特記事項	なし	都市公園法上の制限あり	壁面の位置の制限 高さの最低限度：10m（建築面積の 1/3 以内は除く、車庫・自転車置場除く）
アクセス	富山駅から約 600m／北陸自動車道 富山 IC から約 5km		

(2) 特徴（県庁前公園）

県庁前公園は、昭和 40 年（1965 年）に県市民の憩いと語らいの場となることを目的として、戦災復興土地区画整理事業の際に用地を確保し、整備された近隣公園です。園内中央には直径 35m の大噴水、南西側には富山の置県 100 年を記念して設置された花時計が設置されています。



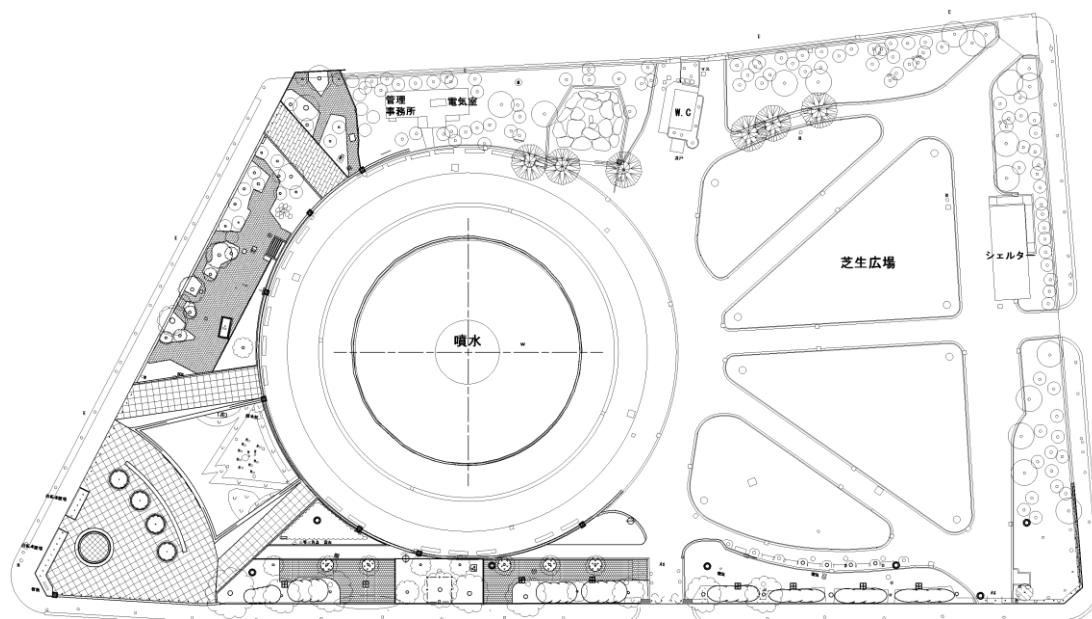
（国土地理院 地理院地図 Vector を加工）

(3) 平面図

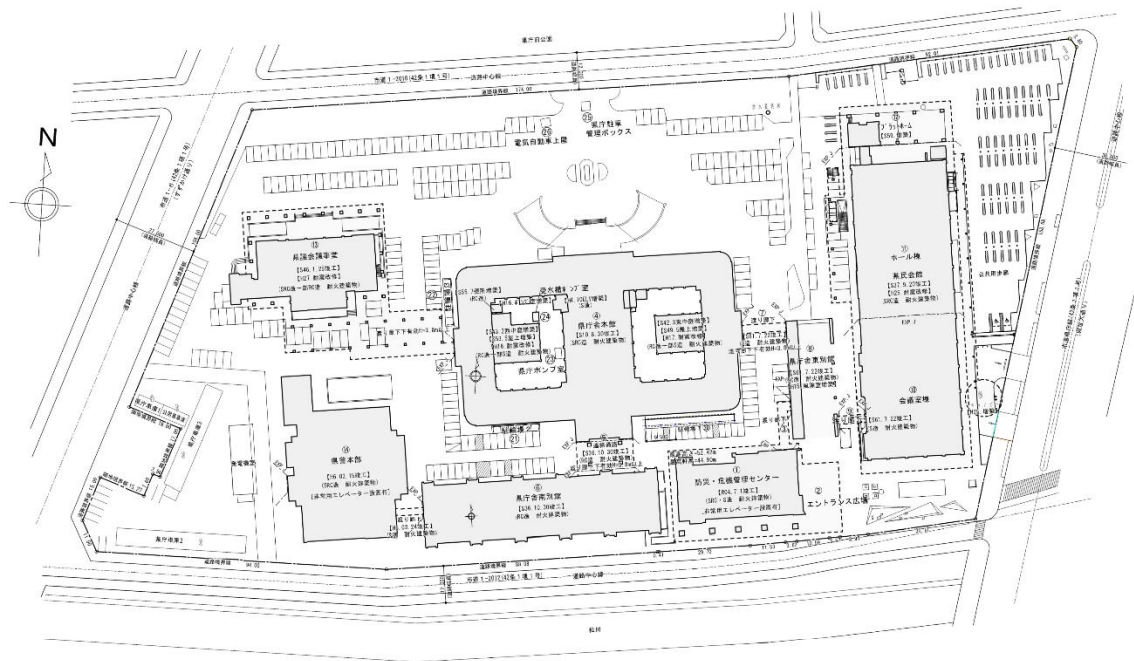
【NHK富山放送会館跡地】



【県庁前公園】



【富山県庁敷地】



(4) 写真

【NHK富山放送会館跡地】



【県庁前公園】



【富山県庁敷地】

